

■ 急なケガや病気の際の対応について

急なケガ、病気の際は「幼児生活調査票」に記載された緊急連絡先に電話をします。外出の際は必ず携帯電話をご持参下さい。また年度途中で携帯電話を含め、連絡先が変更になった場合はすぐにお知らせ下さい。

(シール帳に記載していただく「健康保険証」の内容も、誤記や変更にご注意下さい)

(ケガの場合)

- ・活動内容、職員の動きや配置を含め、保育中のケガについてはできる限りの対策をとっていますが、医師の診察を要する場合は次のように対処しておりますのでご協力お願いします。
- ・まずは保護者様に電話で伝えます。そして園から最も近く時間的に早く対応してくれる病院へ引率します。(調査票に「かかりつけの外科」の記載がある場合はご相談します)
- ・保護者様にも病院に来ていただき、一緒に説明を聞いていただきます。ケガ直後の状態を確認していただき医師からの正確な情報を得ていただくための措置です。ご了承下さい。

病院に持参いただくもの 健康保険証・こども医療費受給者証 *こども医療費受給者証を必ず使って下さい

保護者様と連絡がとれない場合の対応は園で判断させていただきます。急を要する場合はもちろんですが、できるだけ早く医師の処置を受ける事を優先します。処置方法は医師の判断に委ねます。事前にご承知下さい。

(病気の場合) ・発熱や発疹などの症状が確認され、その後の保育活動が無理だと判断した場合は、保護者様に電話をして症状を伝え、お迎えに来ていただきます。

■ お子様が感染症にかかったとき 【要注意：病気により対応が異なります】

感染症と診断されたら、まず病名が [1] [2] [3] [4] どれに属しているかをご確認ください。

- [1] 医師の証明が必要な感染症
- [2] 保護者の届け出が必要な感染症
- [3] インフルエンザ
- [4] 新型コロナウイルス感染症

[1] の場合は、医師の「感染症治癒 登園許可証明」がなければ登園できません。

[2] 治癒を目安に医師の診察を受け、集団生活に支障がないことを医師から口頭で確認した上で記入し登園となります。保護者の自己判断で治癒とはしませんのでご注意ください。

[3] 受診医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」を受け取り、発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで自宅で午前午後の体温を記入した上で登園となります。

(体調回復後の再受診は不要)

[4] R4.9.7から、PCRまたは抗原検査での陽性診断で、発症日から原則7日間かつ症状軽快後24時間の自宅待機。待機解除後の証明は不要ですが、医師か保健所の指示に従ってください。濃厚接触者の送迎はできません。(状況により行政の判断が変わることがあります。最新をお知らせしていきます。)

どの病気も乳幼児が日常、くりかえし感染しやすい病気です。

集団生活のマナーを守り、必ず医師に診断と待機ルールを守って登園をお願いします。

■ お子様が感染症にかかったとき

縮小サンプルです。必要な場合はお申し出下さい。ホームページからダウンロードもできます。
*インフルエンザについては、取り扱いが異なります。

感染症【1】：医師の「意見書」

(別紙1)

下表の感染症にかかった場合の対応

感染症の疑いがある場合は、専門医の治療を受けて下さい。症状が軽くなっても、完全に治りきらないうちは感染します。登園する場合は、医師による意見書(右)を提出して下さい。※意見書については文書代がかかります。文書代は医療機関により異なりますので、医療機関にお尋ねください。

感染症の種類と出席停止期間の基準

「医師が意見書を記入することが考えられる感染症

病名	出席停止期間の基準	病名	感染しやすい期間	登園のめやす
第1種 ペスト・ジフテリア・ポリオ 痘そう・クリミア・コンゴ出血熱 エボラ出血熱・黄熱出血熱 ラッサ熱・マールブルグ病 重症急性呼吸器症候群(SARS) 特設編インフルエンザ	完全に治癒するまで	百日咳	抗生薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失すること。または重症急性呼吸器症候群による5日間の治療が終了していること
第2種 インフルエンザ(新型インフルエンザ等感染症を除く) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 麻疹(三日ばしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 髄膜炎菌性大腸菌感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生薬治療が完了したまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が解熱した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが密着化(かさぶたになる)するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 医師において感染のおそれがないと認めるとき 医師において感染のおそれがないと認めるとき	麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 麻疹(三日ばしか) 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 流行性耳下腺炎 急性出血性結膜炎 髄膜炎菌性髄膜炎	発症1日目から発しん出現後の4日後まで 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 発しん出現の7日前から7日後 発しん出現1~2日前からかさぶた形成まで 発熱、充血等の症状が出現した数日間 — — 発熱、自やに等の症状が出現した翌日 —	解熱後、3日を経過していること 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が消失し、かつ5日間の治療が終了していること 発しんが消失していること すべての発しんがかさぶた化していること 発熱、充血等の主な症状が消失したとき、2日を経過していること 医師により感染の恐れがないと、認められていること — — 結膜炎の症状が消失していること 医師により感染の恐れがないと、認められていること
第3種 細菌性赤痢・腸チフス・コレラ パルチフス・急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるとき	—	—	—

表は「学校保健安全法施行規則」より

表は「保健所における感染症対策ガイドライン」より

(図) 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		解熱	解熱	解熱	解熱	出席可能

出席停止の日数の数え方

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日 から登園許可となります(図)

感染症【2】 保護者の届け出書：「登園届」

(厚生労働省ガイドライン)

下表の感染症にかかった場合の対応

感染症の疑いがある場合は、専門医の治療を受けて下さい。園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園になります。登園する場合は、保護者様が右の登園届を記入し提出して下さい。

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗生薬内服後24~48時間経過していること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

医師の意見書 ※医師にご記入をお願いして下さい。

意見書

園児名 _____

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

_____年 月 日より登園可能と判断します。

記

- () インフルエンザ () 麻しん はしか () 風しん
 () 水痘 水ぼうそう () 流行性耳下腺炎 おたふくかぜ
 () 咽頭結膜熱 プール熱 () 流行性角結膜炎 () 百日咳
 () 腸管出血性大腸菌感染症 O157.O26. O111 等 () 結核
 () 急性出血性結膜炎 () 髄膜炎菌性髄膜炎
 () その他 _____

_____年 月 日

医療機関 _____

医師 _____ 印 _____

学校法人 富士中央幼稚園 園長殿

保護者の届け出 ※医師の診断を受け保護者が記入

感染性疾病治療 登園届

病状が回復し、_____年 月 日より集団生活に支障がない状態であると、医師により判断されましたので登園いたします。

(治療確認受診日) _____ (医療機関名) _____

_____年 月 日 _____を受診

病名

- () 溶連菌感染症 () 手足口病 () リンゴ病
 () ヘルパンギーナ () マイコプラズマ肺炎
 () ウイルス性胃腸炎 ノロ・ロタ・アデノ () RSウイルス感染症
 () 帯状疱疹 () 突発性発疹

_____年 月 日

学 年 _____年長・年中・年少・満3歳

園児名 _____

保護者名 _____ 印 _____

学校法人 富士中央幼稚園 園長殿

様式 1

インフルエンザ罹患証明書

氏 名 _____ 生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

症状出現日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（発症 0 日）

診 断 日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：

医師氏名又は代表者氏名： _____ 印

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く。）の出席停止期間『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで』とされています。

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

医師からの注意事項

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

発症日	日時	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温
0 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
1 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
2 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
3 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
4 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
5 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
6 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
7 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
8 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

発症した日を 0 日として、そこから 5 日間（計 6 日間）は登校できません。また、平熱となった日を解熱 0 日目とし、平熱で過ごせる日を 2 日間（幼児にあっては 3 日間）経過するまでとされています。

【3】インフルエンザに罹患した時の登園について

- 1 お子様がインフルエンザと診断されたら、医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」（園児はクリーム色の用紙）を受け取ります。園からお渡しする用紙ではありません。
- 2 その日のうちに、受診結果を園にお電話でご連絡をお願いします。
* 診断の翌日を初日として、発症後5日かつ解熱後3日を経過するまでは出席停止扱いとなり登園できません。
- 3 自宅安静（出席停止期間）中、午前午後、1日2回の体温を「インフルエンザ罹患証明書」の「体温記録表」に記入します。
- 4 登園予定の前日に、治癒に必要な期日が経過しているか、園まで確認のお電話をお願いします
治癒日数が経過していない場合は、登園できませんのでご注意ください。
- 5 必要期日経過後（右表参照）に、体温が記載された「インフルエンザ罹患証明書」を持って登園します。回復後の医療機関再受診は不要です。

* 前日確認せずにご登園の場合は、お子様のお引き渡し前に「証明書」をご提出いただき、登園チェックをさせていただきます。治癒日数が経過していない場合は、そのままご帰宅となりますが、登園の判断基準について公平を期すため、何卒ご理解ご了承ください。

* 普段から、お子様の平熱を確認してください。健康・登園の目安になります。

【登園チェック】 次の2つの条件をクリアしていますか？

- 診断翌日から5日間お休みしている
- 朝夕2回共に平熱となった「解熱日」の翌日から、3日間お休みしている

例	発症									
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合			1日目 	2日目 	3日目 			登園 		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 	
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園

現時点の新型コロナウイルス感染症への原則対応

2022.9.30

富士中央幼稚園

新型コロナウイルス感染症については、変異株の感染拡大やワクチン普及、薬の開発等、地域・国の感染状況の推移に伴い、随時行政の対応見直しがあります。特に、自宅待機期間は医師や保健所から感染時点での指示を受けてお知らせください。私たちは、国・県・市の最新の判断に則って、園医の助言を受けながら、子どもたちの集団生活を守るため、最善を尽くして対応するよう心がけております。

多少状況は変わっても、感染症から子どもたちの教育環境を守る基本的な姿勢と感染症対策には変わりありません。今後も感染拡大の際は、お子様の健康のためにも不要不急の外出はできるだけお控えいただき、ご家庭でも感染対策をしていただければ安心です。最新の対応がわからない場合や、ご心配なことがありましたら遠慮なく園にお問い合わせ下さい。

【園内の通常感染症対策】

- ・手洗い励行・うがい励行
 - ・園児、教職員、入場者の入場時の検温消毒と園児、教職員の場面転換時の手指アルコール消毒
 - ・教職員の不織布マスク着用（運動会・発表会等状況に応じマウスシールドを使用することがあります）
 - ・使い捨てペーパータオルの使用
 - ・教室やバス等教育環境における換気（全窓網戸設置）、ドア・取手等のアルコール消毒
 - ・全教室空気清浄器使用 ・園児の視診等健康確認と衛生教育 ・三密を避けるための保育計画
- *乳幼児の特性上、常にソーシャル・ディスタンスを保つことは困難です。衛生教育はすすめて参りますので、予防対策を施した上での柔軟な対応については何卒ご了承ください。

【感染拡大時の追加配慮】

- ・園児の室内マスク着用（通常は家庭からの依頼がある場合のみとしています）
 - ・喫食時の前向きと黙食・保護者への状況説明・喫食前検温
 - ・園医相談・行政相談・必要に応じて厚生労働省の判断基準に則り出席制限等
- *その他、地域や全国での感染拡大時には、行政の指示に従います。

【園児が出席停止となる場合】

- ・感染が判明した場合 ・濃厚接触者に特定された場合（同居家族が感染した場合は必ずです）
- ・濃厚接触者には特定されないが、マスクなしに感染者の感染可能期間に接触した場合（感染可能期間＝発症前48時間、現状では発症日を0日として有症状10日、無症状7日・最新要確認）
- ・感染が疑われる症状がある場合 ・同居家族に未診断の発熱症状がある場合
- ・保護者が感染が不安で休ませたい場合について・・・生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると園長が判断する場合

■以上の「出席停止になる場合」に該当する際には、登園せずに、必ず園にお電話でご連絡をお願いします。 ご連絡：平日7:15～17:00 0545-60-0700

- ・本人または同居の家族が感染の疑いがあり検査を受ける場合は、陰性の結果が出て、かつ症状がおさまるまでは登園できません。
- ・濃厚接触者で自宅待機期間のご家族は、園児の送り迎えができません。何卒ご理解ください。
- ・感染者との最終接触を0日として、濃厚接触者の自宅待機期間が決まります。同居ご家族の場合、そのために登園が遅くなる場合もありますので、わからない場合は登園する前にお問い合わせください。
- ・子どもたちの集団生活の安全を守るため、ルールを守って登園してください。

■ 園児本人が感染した場合の感染状況のお伺いについて

・現在の行政方針では、園児や教職員本人が感染した場合、園から感染拡大防止のため行政に報告の必要があります。個人情報保護のもと、詳しく症状や感染経路、発症日、検査方法、陽性判明日、医師や保健所から伝えられた自宅待機期間等を伺わなければなりません。保護者様には、お加減が悪いときのお伺いになり、大変心苦しいのですが、他のお子様で濃厚接触にあたるかの確認などもあり、何卒ご協力をお願い致します。

【登園自粛要請および臨時休園について】

静岡県及び富士市に非常事態宣言、蔓延防止等重点措置が適用されると、富士市内の感染拡大状況に応じて「登園自粛要請」等が出ることがあります。

また、園内で感染が確認された場合には、保健所の指示に従って臨時休園になることがあります。

対応については、状況に応じて異なりますので、随時お知らせ致します。ご協力をお願い致します。

【お子様のマスクの着用について】

2歳未満の子どもは、窒息の恐れもあるため、日本小児科学会でマスクの着用が推奨されていません。

・就学前の子どもは、マスク着用が推奨されていません。原則着用なしです。

・感染がご心配で、室内でのみどうしてもマスクを着用されたい場合は、連絡帳等で事前にお知らせください。またその場合、うがいや食事など、着脱の場面が多々あることをご理解の上、万が一紛失しても構わないマスクを記名の上着用してください。暑さや体調不良でどうしても着用が難しい場面では、お子様の体調を優先にしてご相談させていただきます。

・着用のご希望がある場合も、子どもの安全のため、屋外では全員マスクを着用しません。

・クラスで感染者が出た場合等、園の判断で子どもたちに室内着用を促す場合がございます。3歳以上のお子様は必ず記名した予備のマスクをおたよりバサミに1枚入れて頂けますようお願いいたします。

【保護者等が集まる行事について】

・特に園外から保護者等の参加が見込まれる行事については、感染状況をみながら、実施・縮小・延期・中止をその都度判断していきます。ご理解ください。

【課外教室のお休み】*各教室の判断・ご連絡になります。年長書道のみ園からメールでお知らせします。

登園前のご確認のお願い

①検温 朝は念のためご家族の検温をお願いします。ご家族のいずれかが平熱以上の発熱がある場合は、登園を見合わせてください。（特に体温記録のご提出は求めません。）

②視診 小さなお子様は、体調の悪いことを言葉にすることが難しいものです。朝機嫌が悪い、寝起きが悪い、食欲がない、口数が少ないなど、「いつもと違う」様子を見逃さずに、体調のご確認をお願い致します。その場合、登園後も気をつけて様子を見守りますので、連絡帳でお知らせください。

その他留意事項

*ご家族に海外への入出国がある場合、お知らせ頂けると安心です。

*幼稚園での手洗い・消毒・うがいの生活習慣を、ご家庭でもできるだけ続けていきましょう。

*コロナ以外にも似たような症状でお子様がかかりやすい感染症はいろいろあります。ご心配な場合は医師の診察を受けましょう。

■ 園に持たせる薬について

原則的には薬をお預かりし、与薬することはできません。ただし、医師の指示により、やむを得ない場合に限り、保護者様に代わって与薬しますが、慎重に対応していくために下記の事項についてご協力をお願いします。

幼稚園に与薬を依頼する場合の注意事項

(1) 幼稚園で与薬する場合は、次の条件を満たすものに限らせていただきます。

- ① 「与薬依頼票」が提出され、記載内容に不備がない場合に限り。 (薬剤情報提供書を添付)
- ② 原則として病後のみ対応。慢性疾患の場合は園と十分な相談の上で、園が許可した場合に限り。
- ③ 薬は、その時の病気に対し、お子様の病気を診察した医師が処方したものに限り。保護者様の判断で持ってきた薬 (市販薬、以前に病院で処方された薬・家族の薬、サプリメント等) は、お預かりできません。
- ④ 薬は常温保管で良いものに限り。なお、座薬の対応はできません。

(2) 病院で受診の際、幼稚園で与薬をしなくてもすむように、与薬時間や回数の調整が可能かを、医師に必ず聞いてください。登園前、降園後の与薬ですむばあいは、必ずご家庭でお願いします。

(3) 与薬は保護者様からの「与薬依頼票」に基づいて対応します。与薬依頼票の各項目はすべてご記入下さい。記入漏れがある場合は与薬せず、そのまま持たせます。

(記入漏れが原因での誤飲事故や、連絡がとれずに保育が中断してしまうことは避けたいと思います。ご理解下さい) また「与薬依頼票」には薬の処方の際もらう「薬剤情報提供書」を必ず添付して下さい。

(4) 園で預かれる薬は1日1回分のみです。続く場合は毎回(日)「与薬依頼票」を提出して下さい。

(5) 「せきがでたら…、発作が起きたら…、かゆい時…」というような、教職員が症状を判断して与薬行為をすることはできません。

注意「外用薬」について

- ・園でお預かりできる薬のうち、「外用薬」は皮膚に対してそのまま塗布できるものに限り。
- ・症状によっては対応できない場合があります(化膿がひどいもの、ガーゼ交換が必要なもの等)
- ・目、鼻、耳、口腔内に処方された薬、坐薬等、デリケートな粘膜に対しての薬はお預かりできません。

■ 園への薬の持たせ方 (1日1回分のみ対応)

「与薬依頼票」と「薬剤情報提供書」、そして次のように準備した薬を、透明のビニール袋(ジップロック式のビニール袋)に入れて、おたよりばさみに挟んで持たせて下さい。また、連絡帳にも持たせた旨を必ず記載して下さい。

(1) 粉剤や錠剤の場合 ▶ 「名前」を袋に明記(あるいは添付) ※1回分だけ

(2) 液(シロップ)の場合 ▶ 容器には1回分だけ入れ「名前」を容器に明記
※容器はコップの中に入れても可。

(3) 外用薬の場合 ▶ 「名前」をチューブに明記(あるいは添付) ※1回の量は与薬依頼票に記載

縮小サンプルです。必要な場合はお申し出下さい。ホームページからダウンロードもできます。

与薬依頼票	
富士中央幼稚園 様	依頼日（当日）に提出して下さい。 当日1回分のみの対応です。
依頼日：平成 年 月 日（ ）	
(依頼者) 保護者氏名	Ⓣ 園児氏名 (組) 満 歳
病 院 名	※与薬者（園）記入欄
病 名 または症状	
該当するものに○・または明記	① 持参した薬は ▶ 平成 年 月 日 に処方されたものです。薬剤情報提供書を添付
	② 薬 の 内 容 ▶ 抗生物質・かぜ薬・咳止め・整腸剤・解熱剤・外用薬（ ） <small>（下剤止め会）</small>
	③ 薬 の 剤 型 ▶ 粉剤・液（シロップ）・錠剤・外用薬・その他（ ）
	④ 与薬する時 ▶ 食前・食後・その他（ ）
	⑤ 外用薬などは使用法 <small>（1回量も記入）</small>
	⑥ その他の注意事項
※ 記入漏れがあった場合は与薬できません。最後にもう一度ご確認下さい。	

■ 保険加入について（全員原則加入）

全国の私立幼稚園が一斉に加入する（全日本私立幼稚園連合会）保険を採用しています。幼稚園に在園する子どもだけの特典として、掛け金については一般加入の50%以上の割引が適用されております。

全員原則として加入してください。案内を読み、コースなどを十分検討してご加入ください。

申込書に記入し、代金を同封し提出してください。4月1日からの適用となりますので、入園前に提出していただけます。ご了承ください。

・満3歳児等途中入園の場合、年度途中からの加入もできます。

※園内でのケガだけでなく、ご家庭や園外でのケガも、大小にかかわらず通院により対象となります。（24時間）また、お子様がおこした他者への賠償に対して保障するコースもあります。

*ご家庭でのケガで病院にかかった場合などは必ずご連絡下さい。申請用紙は園にあります。治療が完了してからの申請となりますが、診察券と領収書（レシート可）が必要になりますので、必ず保管しておいて下さい。救急医療センターに行った場合などは診察券を発行しないと思いますが、その場合は領収書のみで結構です。

特に夏休み中などは、園では把握できませんので、必ずお申し出下さい。保険の対象となる怪我にあたるかわからない場合も、ご遠慮なく園にお問い合わせください。